

双葉地方広域市町村圏組合廃棄物（ごみ）受入基準

令和 3 年 4 月 1 日

1 目的

この受入基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び双葉地方広域市町村圏組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和58年10月1日組合条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、双葉地方の区域内で生じた廃棄物(ごみ)を南部衛生センター及び北部衛生センター(以下「本施設」という。)へ、住民及び事業者が自ら搬入する場合(以下「自己搬入」という。)並びに条例第8条第2項の規定による許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)が搬入する場合について、廃棄物受入の適正化を図るために必要な事項を定める。

2 用語の定義

この受入基準における用語の定義は、法及び条例で使用する用語及び次のとおりとする。

- (1) 生活系廃棄物 家庭生活において生じた廃棄物で以下に規定する事業系廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 資源ごみ 分別区分に従い分別した資源物になる廃棄物をいう。

3 搬入対象物

双葉地方の区域内で生じた廃棄物で、生活系廃棄物、事業系一般廃物及び資源ごみとする。

4 搬入条件

- (1) 搬入対象物の分別区分の詳細及び搬入条件詳細は、別表のとおりとする。
- (2) 自己搬入する者が同一の者である場合の1日当たりに搬入できる量は、紙より高カロリーの廃棄物(プラスチック類)は100kg以下とすると共に、分別区分に関わりなく廃棄物の総量で2,000kg以下とする。また、同一の事業者が複数の許可業者へ廃棄物の運搬を委託した場合であっても、1日当たり搬入できる量は同様とする。但し、搬入物及びその量について、施設管理者と事前に協議し許可した場合は、許可のとおりとする。
- (3) 搬入物については、職員が全量検査を実施するため、自己搬入する者は、一定時間を要することを含め検査に協力すること。
- (4) 自己搬入する者は、搬入物の荷下ろし作業等の安全確保のため、職員の指示に従うこと。
- (5) 自己搬入する者が搬入物の荷下ろし作業等を一人でできない場合は、二人以上で来所し荷下ろし作業等に当たること。

(6) 次のいずれかに該当すると認められた場合は、搬入停止その他必要な指示をする。

- ①廃棄物の発生場所が双葉地方以外であることが判明した場合
- ②職員による搬入物検査に協力しない又は拒否した場合
- ③搬入対象物以外の廃棄物の場合
- ④搬入対象物以外のものと混在している場合

(7) 次に掲げるものは、本施設において処理できないため搬入しないこと。

- ①有害性のあるもの
- ②危険性のあるもの
- ③引火性のあるもの
- ④著しく悪臭を発するもの
- ⑤液状又は粉状のもの
- ⑥特別管理一般廃棄物
- ⑦家電リサイクル法及びパソコンリサイクル法に基づき処理するもの
(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン等)
- ⑧自動車リサイクル法に基づき処理するもの
(自動車、自動二輪、バッテリーやタイヤなど付属する部品等)
- ⑨産業廃棄物
(農機具、農業用ビニール、農業用苗箱、農薬、建築廃材、医療廃棄物等)
- ⑩本施設で処理できないもの
(ガスボンベ、消火器、化学薬品、廃油、石油類、土砂、ブロック、瓦、がれき等)
(神棚、神具、神棚飾り、仏壇、仏具、仏壇飾り等)
- ⑪その他本施設の管理運営に支障をきたす恐れのあるもの

5 搬入の注意事項

(1) 搬入可能日 土日祝祭日を除く平日及び

毎月1回の祝日又は日曜日の午前とする。

但し、12月29日から1月3日は、搬入休止とする。

(2) 搬入可能時間

①南部衛生センター 連絡先 0240-25-4609

(住所) 〒979-0606 檜葉町上繁岡字山神 160-2

- ・午前8時30分から午前11時30分(正午までに荷下ろし計量を終えること。)
- ・午後1時から午後4時15分(午後4時30分までに荷下ろし計量を終えること。)
- ・毎月1回の祝日又は日曜日は、生活系に限り午前8時30分から11時30分

②北部衛生センター 連絡先 0240-35-5454

(住所) 〒979-1506 浪江町室原字於喜津 4-1

- ・午前8時30分から午前11時30分(正午までに荷下ろし計量を終えること。)
- ・午後1時から午後4時15分(午後4時30分までに荷下ろし計量を終えること。)
- ・毎月1回の祝日又は日曜日は、生活系に限り午前8時30分から11時30分

(3) 搬入可能区域及び搬入先の指定

①自己搬入については次のとおりとする。なお、国の避難指示区域指定等により自己搬入並びに搬入先について制限している。

(凡例) 南部：南部衛生センター、北部：北部衛生センター

町村名	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
広野町	南部	南部	南部	南部
檜葉町	南部	南部	南部	南部
富岡町	南部	南部	南部	南部
川内村	南部	南部	南部	南部
大熊町	南部	南部	南部	南部
双葉町	北部	北部	北部	北部
浪江町	北部	北部	北部	北部
葛尾村	北部	北部	北部	北部

②許可業者の搬入については次のとおりとする。

町村名	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
広野町	北部	南部	南部	南部
檜葉町	北部	南部	南部	南部
富岡町	北部	南部	南部	南部
川内村	北部	南部	南部	南部
大熊町	北部	南部	南部	南部
双葉町	北部	南部	南部	南部
浪江町	北部	南部	南部	南部
葛尾村	北部	南部	南部	南部

※南部の可燃ごみ焼却施設更新工事に伴い、当分の間、可燃ごみは、北部へ運搬してください。

(4) 搬入物の処理手数料

①生活系廃棄物を分別区分に従い分別し、本組合指定ごみ袋を使用したものは無料とし、指定ごみ袋を使用していないものは次のとおりとする。

	廃棄物の区分	料 金
生活系廃棄物	可燃ごみ	55 円/10 kg
	不燃ごみ及び粗大ごみ	90 円/10 kg
	資源ごみ	45 円/10 kg
	動物（ペット）の死体処理 ※指定ごみ袋は使用しないこと。	犬、猫1頭につき 500 円

②事業系一般廃棄物及び許可業者の搬入物は、本組合指定ごみ袋の使用の有無に関わらず次のとおりとする。

	廃棄物の区分	料 金
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	80 円/10 kg
	不燃ごみ及び粗大ごみ	125 円/10 kg
	資源ごみ	65 円/10 kg

6 本施設における受入れに関し、この受入基準に定めるほか、必要な事項は施設管理者が定める。

別表

○分別区分の詳細及び搬入条件詳細

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
可燃 ごみ	資源ごみに分別できない燃やせるごみ ①内容物を確認するため、結束されているもの、ダンボール箱詰等は、原則として開梱し、職員による検査を受けた後、ごみピットに投入すること。 ②搬入物の長辺は、0.5m以内とする。(0.5m以下に切断済みであること。) ③紙より高カロリーの廃棄物(プラスチック類)等は、同一搬入者1日100kg以下とする。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙くず ・衣類 ・革製品 ・布類 ・繊維くず ・紙おむつ ・おもちゃ ・文房具 ・日用雑貨類 ・落葉 ・毛布等 ・ぬいぐるみ他 	生活系	・長辺0.5m以内	・指定ごみ袋(可燃ごみ用)又は、45リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。	同一搬入者1日 2,000kg以下
		事業系	<ul style="list-style-type: none"> ・長辺0.5m以内 ・製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋は使用しないこと。 ・45リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。 	同一搬入者1日 2,000kg以下
	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック類 (フレコンバック、ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、FD、MO、レーザーディスク、レコード、人工芝、フィルム、ネット、ビニールシート、ビニールホース、塩ビパイプ他) 	生活系	・長辺0.5m以内	・指定ごみ袋(可燃ごみ用)又は、45リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。	同一搬入者1日 100kg以下
		事業系	・産業廃棄物のため搬入不可		
	・食用油	生活系		・食用油固形剤処理又は、古紙や布に染込ませた後、指定ごみ袋(可燃ごみ用(小))又は、25リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。	同一搬入者1日 100kg以下
		事業系	・産業廃棄物のため搬入不可		

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
可燃 ごみ	・剪定樹木 (ごみステーション に出す場合と長辺が 異なります。)	生活系	・長辺 1m以内 ・太さ 0.1m以内	・土砂等を除去すること。 ・できる限り、乾燥させること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
		事業系	・長辺 1m以内 ・太さ 0.1m以内	・土砂等を除去すること。 ・できる限り、乾燥させること。 ・搬入する日が連続する場合及び 2,000 kgを超える量がある場合は、 施設管理者と協議すること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
	・刈払いした草 (ごみステーション に出す場合と長辺が 異なります。)	生活系	・長辺 1m以内	・土砂等を除去すること。 ・できる限り乾燥させ、腐敗等をさせ ないこと。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
		事業系	・長辺 1m以内	・土砂等を除去すること。 ・できる限り乾燥させ、腐敗等をさせ ないこと。 ・搬入する日が連続する場合及び 2,000 kgを超える量がある場合は、 施設管理者と協議すること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
	動物の死体 ・犬 ・猫	生活系	・一般家庭のペッ トであること	・指定ごみ袋は使用しないこと。 ・透明なポリ袋に入れること。	犬、猫 1 頭につき 500 円
動物の死骸 ・有害鳥獣等	事業系	動物の死骸等の処理については、本施設で処理できる 1 日当たりの総量 が 200 kg 程度であることから、事前申込制（協議）とする。 ・希望者は、本施設の休業日を除く搬入希望日の 2 日前までに申込を行 い、搬入日、時間、量及び搬入方法等（ポリ袋等の使用ほか）を施設 管理者から通知する。 ・長辺 0.5m 以下であること。（0.5m 以下に切断済みであること。） ・仮埋却したものを掘起し処理する場合は、土砂等を除去すること。 ・畜産業及びペット等の繁殖業のものは、産業廃棄物のため搬入不可。			

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
不 燃 ご み	資源ごみに分別できない燃えないごみ又は燃やせないごみ ①内容物を確認するため、結束されているもの、ダンボール箱詰等は、原則として開梱し、職員による検査を受け、職員の指示する場所へ荷下ろしすること。 ②搬入物の長辺は、0.5m以内とする。(0.5m以下に切断済みであること。)				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属雑貨類 ・ 陶磁器類 ・ ガラスくず ・ 小型家電 ・ スプレーカン 	生活系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長辺 0.5m以内 ・ スプレーカン、ガスカートリッジは使い切り、穴を開けること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定ごみ袋（不燃ごみ用）又は、45リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。また、廃棄物が袋等を突破り作業者にけが等を及ぼさないよう措置し搬入すること。 	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスカートリッジ ・ 食油等で汚れたビン類、カン類など燃えないもの 	事業系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長辺 0.5m以内 ・ スプレーカン、ガスカートリッジは使い切り、穴を開けること ・ 製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定ごみ袋は使用しないこと。 ・ 45リットル程度の透明なポリ袋に入れること。また、廃棄物が袋等を突破り作業者にけが等を及ぼさないよう措置し搬入すること。 	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
粗 大 ご み	指定ごみ袋に入らない大きなごみ ①内容物を確認するため、結束されているもの、ダンボール箱詰等は、原則として開梱し、職員による検査を受け、職員の指示する場所へ荷下ろしすること。 ②搬入物の長辺は、概ね2m以内とする。(概ね2m以下に切断済みであること。) ③粗大ごみ等は、せん断式破砕機で粉碎、振動篩、回転篩及び手選別等で選別するため、破砕機の処理能力等を超えないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・破砕機の処理困難物は、厚さ2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼、板バネ、鋳物、スプリング、電線やワイヤー等の回転体に巻き付くもの、長辺寸法が概ね2mを超えるもの、移送コンベアー等の処理設備を損傷する恐れのあるもの等であり、搬入時の職員検査に協力し、職員の指示に従うこと。 ④生活系の粗大ごみについては、自己搬入もしくは、事前申込により施設管理者が指定する日に有料で個別回収する。				
	生活系	比較的小さいもので個別回収するもの ・電子レンジ・ガステーブル・小型食器洗浄機・小型食器乾燥機・湯沸し器・小型餅つき機・小型石油ストーブ・小型温風ヒーター・電気こたつ・布団乾燥機 ・扇風機・除湿器・加湿器・電気掃除機・小型ステレオ・ワードプロセッサ・編み機・ミシン・ズボンプレス機・小型ランニングマシーン・サーフィンボード・家庭用芝刈り機・ペット小屋・物干し台(コンクリート部を除く)・建具・畳(同一者1日20枚まで)・布団・タンス(90cm未満)・本棚(90cm未満)・サイドボード・食器棚・厨房品・テーブル・カラーボックス・椅子・学習机・鏡台・一人掛けソファ・ベビーベッド・ベビータンス・乳母車・子供用自転車・家庭用子供遊具・その他類似品	1個につき 620円		
		上記より大きいもので個別回収するもの ・ベットマット・二人掛け以上ソファ・タンス(90cm以上)・両袖机・アコーディオンカーテン・風呂釜・浴槽(単体であること)・洗面化粧台・オルガン・大人用自転車・その他類似品	1個につき 1,120円		
	事業系	自己搬入すること。(個別回収はできない。) ・製造業その他の事業活動に使用した機器類、製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可			

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
資源 ごみ	ビン類 ・酒ビン ・ジュースビン ・醤油ビン ・調味料ビン他	生活系	・食油以外の食品が入っていたもので汚れのないもの ・食油のビンは不燃ごみ	・指定ごみ袋（ビン類用）又は、25リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。また、割れている場合は、袋等を突破り作業者にけが等を及ぼさないよう措置し搬入すること。	同一搬入者1日 2,000 kg以下
		事業系	・食油以外の食品が入っていたもので汚れのないもの ・製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可	・指定ごみ袋は使用しないこと。 ・25リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。また、割れている場合は、袋等を突破り作業者にけが等を及ぼさないよう措置し搬入すること。	
	カン類 ・ビールカン ・ジュースカン ・焼酎カン ・菓子カン ・クッキーカン ・お茶カン ・缶詰カン ・海苔カン ・調味料カン他	生活系	・食油以外の食品が入っていたもので汚れのないもの ・食油のカンは不燃ごみ	・指定ごみ袋（カン類用）又は、45リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。また、袋等を突破り作業者にけが等を及ぼさないよう措置し搬入すること。	同一搬入者1日 2,000 kg以下
		事業系	・食油以外の食品が入っていたもので汚れのないもの ・製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可	・指定ごみ袋は使用しないこと。 ・45リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。また、袋等を突破り作業者にけが等を及ぼさないよう措置し搬入すること。	

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
資源 ごみ	プラスチック製 容器包装 ・商品包装ポリ包 ・菓子包 ・ボトルラベル ・ボトルキャップ ・食品トレイ ・レジ袋他	生活系	・プラスチック製 容器包装のリサイ クルマークのある もので、汚れのな いもの	・指定ごみ袋（プラスチック製容器包 装用）又は、45 リットル程度の透明 なポリ袋等に入れること。 ・二重三重に袋詰めしないこと。	同一搬入者1日 2,000 kg以下
		事業系	・プラスチック製 容器包装のリサイ クルマークのある もので、汚れのな いもの ・製造業等の原材 料として使用した 後の不要なもの及 び製品として出荷 できなかつたもの については、産業 廃棄物のため搬入 不可	・指定ごみ袋は使用しないこと。 ・45 リットル程度の透明なポリ袋等 に入れること。 ・二重三重に袋詰めしないこと。	
	ペットボトル ・飲料用 ・酒用 ・醤油用 ・調味料用他	生活系	・ペットボトルの リサイクルマーク のあるもので、油等 の汚れのないもの	・指定ごみ袋（ペットボトル用）又は、 45 リットル程度の透明なポリ袋等 に入れること。	同一搬入者1日 2,000 kg以下
		事業系	・ペットボトルの リサイクルマーク のあるもので、油等 の汚れのないもの ・製造業等の原材 料として使用した 後の不要なもの及 び製品として出荷 できなかつたもの については、産業 廃棄物のため搬入 不可	・指定ごみ袋は使用しないこと。 ・45 リットル程度の透明なポリ袋等 に入れること。	

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
資 源 ご み	紙パック ・牛乳用 ・ジュース用他	生活系	・内側が白色の紙製のもの ・内側が銀色のものは可燃ごみ	・中を軽く水洗いし切り広げて 10 枚程度ごとに紐で十字に縛ること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
		事業系	・内側が白色の紙製のもの ・製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可	・中を軽く水洗いし切り広げて 10 枚程度ごとに紐で十字に縛ること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
	古紙類 ・新聞紙 ・チラシ ・雑誌 ・書類 ・本 ・ダンボール ・紙製容器包装他	生活系	・油等で汚れた紙、油紙、感熱紙、蠟引き加工された紙等は可燃ごみ	・新聞紙、チラシ、書類等は、A4 程度の大きさに折り、高さ 30 cm程度に紐で十字に縛ること。 ・雑誌や本は、高さ 30 cm程度に紐で十字に縛ること。 ・ダンボールは、一辺 1 m以下に折り、高さ 30 cm程度に紐で十字に縛ること。 ・紙製容器包装等で小さめの紙は、紙袋に入れ、紐で縛ること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
		事業系	・油等で汚れた紙、油紙、感熱紙、蠟引き加工された紙等は、可燃ごみ ・製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可	・新聞紙、チラシ、書類等は、A4 程度の大きさに折り、高さ 30 cm程度に紐で十字に縛ること。 ・雑誌や本は、高さ 30 cm程度に紐で十字に縛ること。 ・ダンボールは、一辺 1 m程度に折り、高さ 30 cm程度に紐で十字に縛ること。 ・紙製容器包装等で小さめの紙は、紙袋に入れ、紐で縛ること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下